

水巻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

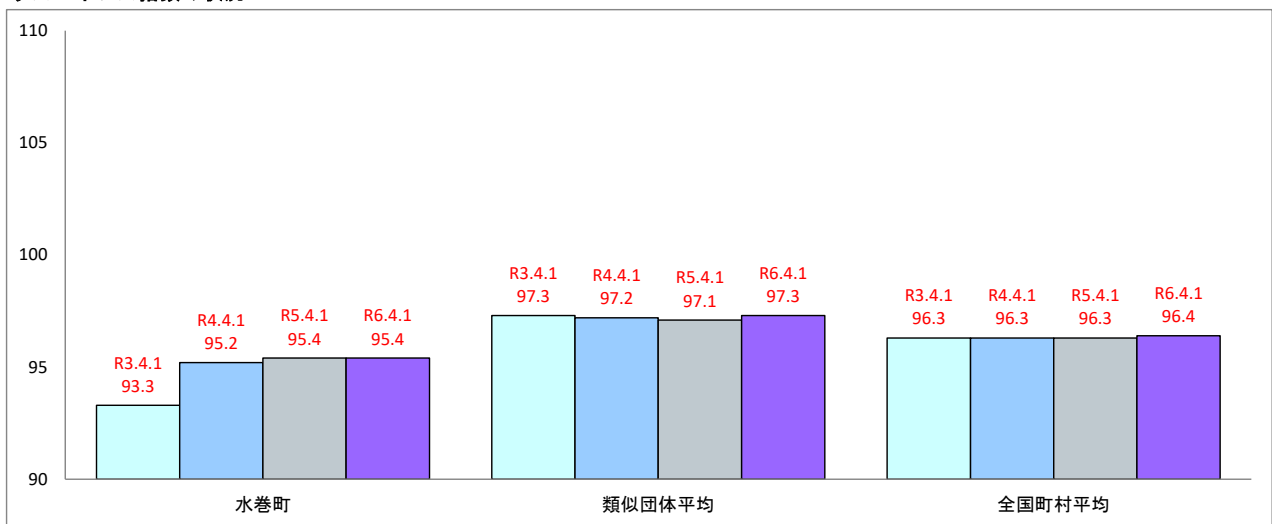
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 27,651	千円 12,011,399	千円 701,533	千円 1,478,178	% 12.3	% 12.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 168	千円 511,055	千円 68,674	千円 216,103	千円 795,832	千円 4,737	千円 5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、

学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の給料月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合についてその理由及び改善の見込み

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定時期） 平成27年4月1日
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、据え置き。高齢層については4%程度の引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準0%に対し、水巻町においても0%。

	平成31年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%
水巻町の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当について、国と同様に見直しを実施（平成29年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
水巻町	45.6 歳	320,920 円	361,411 円	345,555 円
福岡県	41.8 歳	320,359 円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
水巻町	54.8 歳	308,900 円	324,900 円	318,900 円
福岡県	57.2 歳	321,892 円	373,578 円	349,873 円
国	51.2 歳	288,144 円	- 円	330,553 円
類似団体	51.6 歳	294,467 円	327,123 円	313,418 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		水巻町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

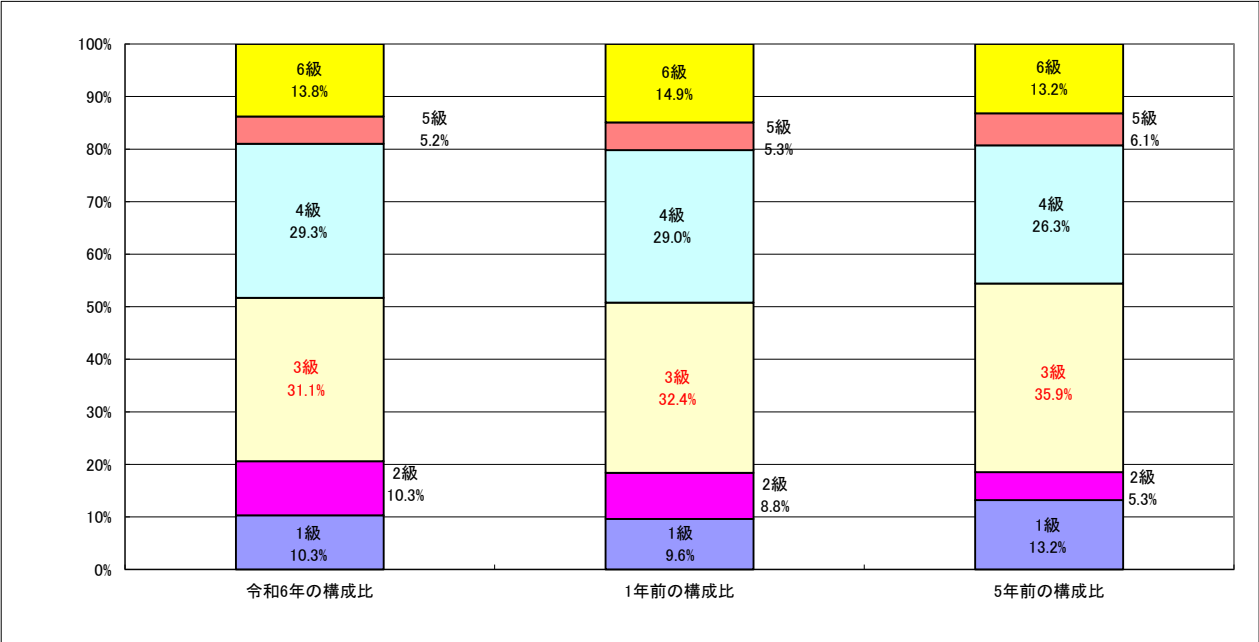
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	270,537 円	299,606 円	357,791 円	280,400 円
	高 校 卒	244,480 円	276,850 円	該当者なし 円	392,000 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間などに勤務した経験がある場合は、その期間を換算し、採用後の年数に換算した年数をいいます。
※ 令和6年度地方公務員給与実態調査に基づくものです。

3 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事の職務	12人	10.3%	162,100円	249,400円
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	12人	10.3%	208,000円	305,200円
3級	主任の職務	36人	31.1%	240,900円	351,000円
4級	係長及び主査の職務	34人	29.3%	271,600円	382,000円
5級	会計管理者、課長、主幹（これに相当する職を含む。）及び課長補佐の職務	6人	5.2%	295,400円	394,000円
6級	会計管理者、課長、主幹（これに相当する職を含む。）の職務	16人	13.8%	323,100円	411,300円

（注）1 水巻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



（注）平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への人事評価の活用状況（水巻町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率		○		○	
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

水 巻 町	福 岡 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,521 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,637 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （ 1.375 ）月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 0.975 ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （ 1.375 ）月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 0.975 ）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 （ 1.375 ）月分 勤勉手当 2.05 月分 （ 0.975 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（水巻町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率	支給可能 な成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率	○		○	
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

水 巻 町	国
（支給率） 自己都合 早期応募・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2～20%加算 ） 1人当たり平均支給額 21,745 千円	（支給率） 自己都合 早期応募・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2～45%加算 ）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

平成21年度より廃止

(4) 特殊勤務手当

平成18年度より廃止

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	24,521 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	160 千円
支給実績（令和4年度決算）	27,118 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	183 千円

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	子10,000円、その他の扶養家族6,500円	同じ	—	16,688 千円	245,413 円
住居手当	借家などの住居にかかる費用を負担している職員に対して月額28,000円を限度に支給。	同じ	—	7,283 千円	269,748 円
通勤手当	交通機関利用者 交通機関を利用している職員に対してはその運賃等に応じ、最高55,000円を限度に支給。 交通用具利用者 自家用車等を利用している職員に対しては、その通勤距離に応じ、月額3,600円～9,100円を支給。	異なる	交通機関利用は同じ。 交通用具利用者は、使用距離に応じて、月額2,000円～31,600円を支給。	9,663 千円	65,297 円
管理職手当	課長・主幹職 月 給料月額15% 課長補佐職 月 給料月額11%			17,453 千円	727,221 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	766,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
		(円)	920,000 円／	592,000 円
	副 町 長	622,000 円	760,000 円／	530,000 円
	教 育 長	580,000 円	- 円／	- 円
報 酬	議 長	336,000 円	499,000 円／	252,000 円
		(円)		
	副 議 長	298,000 円	430,000 円／	202,000 円
		(円)		
期 末 手 当	議 員	279,000 円	400,000 円／	174,000 円
		(円)		
	市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合)		
	副 町 長	2.85 月分		
退 職 手 当	教 育 長	特別職加算 20%		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
		2.85 月分		
	副 議 長	特別職加算 20%		
備 考	議 員			
	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額(766,000円)×在職年数×5.1	15,626,400円	(任期ごと)
	教育長	給料月額(622,000円)×在職年数×3	7,464,000円	(任期ごと)
		給料月額(580,000円)×在職年数×2.7	4,698,000円	(任期ごと)

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(町長・副町長は4年＝48月、教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

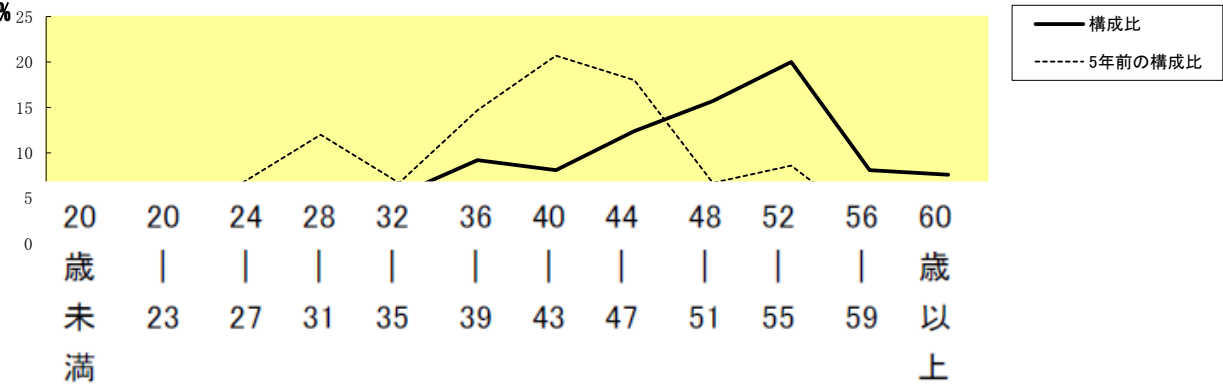
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		育児休業者対応のため 育児休業者対応のため 福祉の包括的支援事業、児童相談業務の充実のため任期付職員を配置したため
		総務企画	46	44	△ 2	
		税務	11	12	1	
		民生	41	45	4	
		衛生	17	17		
		農林水産	2	2		
		商工	2	2		
土木		19	18	△ 1		
	計	141	143	2	業務量の見直しのため	
					<参考> 人口 1 万人当たり職員数 51.72 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.56 人)	
	教育部門	23	25	2		
	小 計	164	168	4	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 60.76 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.22 人)	
公営企業部門等	下水道	7	7			
	その他	10	10			
	小 計	17	17			
合 計			181	185	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.91 人
			[206]	[206]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	5人	12人	7人	10人	17人	15人	23人	29人	37人	15人	14人	185人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数 (率)
部門別							
一般行政	135	137	136	140	141	143	8 (5.9)
教 育	20	22	22	23	23	25	5 (25.0)
普通会計	155	159	158	163	164	168	13 (8.4)
公営企業会計	19	20	19	19	17	17	△ 2 (△ 10.5)
総合計	174	179	177	182	181	185	11 (6.3)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員福利厚生事業の状況

(1) 健康診断等

区分	対象者	受診者数
定期健康診断（年1回）	全職員（共済組合加入者）	198

(2) 健康に関する研修会、カウンセリング等

- 健康相談（保健師）年7回
- 健康相談（産業医）年12回
- ストレスチェック（年1回）

メンタルヘルス研修会の内容	
29年度実施	「職場のメンタルヘルス」「リラクセーションストレッチ」
30年度実施	「職場のメンタルヘルス」「リラクセーションストレッチ」
31年度実施	「職場のメンタルヘルス～睡眠に基づく心身の健康づくり～」

(3) 職員厚生会

水巻町職員厚生会は、地方公務員法第42条に基づく職員の福利厚生事業を実施するために条例により設置しているものです。

《会員数》 180
《事業内容》

○福利厚生事業（会費及び町補助金により実施）

脳ドック助成、インフルエンザ予防接種補助、同好会助成他

○慶弔給付事業

結婚祝金、出産祝金、死亡弔慰金、入院見舞金他

《令和5年度職員厚生会決算》

（収入）

	決算額（円）
会 費	5,010,602
町補助金等	3,767,504
繰 越 金	2,551,845
福祉協会補助金	2,340,000
雑 収 入	31
基金繰入金	
合 計	13,669,982

（支出）

	決算額（円）
福祉協会等負担金	5,234,802
福利厚生事業費	3,871,839
慶弔給付事業	2,340,000
事務費	415,515
予備費	0
合計	11,862,156